

# クリーンセンター建設に向けて

前月号では、建設候補地の決定について報告いたしましたが、今月号では、市内のごみ処理の現状とクリーンセンターの必要性をお伝えします。

## ごみ処理に対する考え方

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条2には、「市町村は、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と定められています。

このことから市町村においては、その区域で生じた一般廃棄物は、その区域内で安全かつ適正に処分することが基本となります。

## 燃やすごみの処理の現状

現在、本市の燃やすごみ処理については、西部塵埃処理組合で焼却処分しています。

西部塵埃処理組合は、昭和37年8月に当時の木津町、山城町および精華町により設置された一部事務組合で、昭和38年から17年間鹿背山工場にて、また昭和55年から精華町域の打越台環境センターにおいて燃やすごみの焼却処分をおこなっています。

一方、関西文化学術研究都市の宅地開発による人口増に伴うごみ量の増加などにより、打越台環境センターの処理可能容量を超え、処理しきれない状況にあります。そこで、打越台環境センターでの処理量を超える分(平成19年度5,260 t、平成20年度5,203 t)を、緊急避難措置として、民間事業者へ委託し、焼却処分をしています。

## 打越台環境センター

打越台環境センターは、昭和55年の稼働後30年が経過し、老朽化が相当に進んでいます。

いつ設備が故障・停止してもおかしくない状態にあり、万一停止した場合、年間約8,000 tもの処分先を新たに見つけることが必要となります。

一般廃棄物の適正な処理をおこなうため、一日も早いクリーンセンターの建設・稼働が必要となっています。

## 緊急避難措置

関西文化学術研究都市の宅地開発による人口増に伴うごみ量の増加分および加茂区域の燃やすごみは、緊急避難措置として民間事業者へ処分を委託しています。

民間事業者の処理施設は他市にあり、一般廃棄物を搬入する際には、搬入先の市と協議することが必要です。

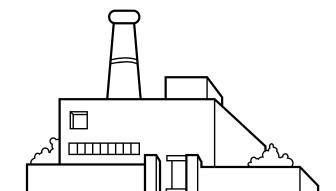
特に現在の搬入先の市では「受入れ期間は、3年を限度とする」と条例で定められていますが、すでに搬入期間を相当に超過しており、早期のクリーンセンター建設が求められています。

## 燃やすごみ処理量

区 分	平成19年度 (t / 年)			平成20年度 (t / 年)		
	木津川市	精 華 町	合 計	木津川市	精 華 町	合 計
燃 や す ご み	13,354	8,831	22,185	13,426	7,255	20,681
家庭系一般廃棄物	10,959	6,877	17,836	11,098	5,673	16,771
事業系一般廃棄物	2,395	1,954	4,349	2,328	1,582	3,910

クリーンセンター建設は、本市にとりまして解決しなければならない緊急かつ重要な課題です。クリーンセンターの一日も早い建設・稼働に向け、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

次回からは、ごみの発生量をお伝えするとともに、クリーンセンターに負担をかけないために、ごみの減量方法などを紹介します。



問合せ まち美化推進課 清掃センター推進室  
☎75-1215 Fax72-3900  
E-mail: clean-center@city.kizugawa.lg.jp